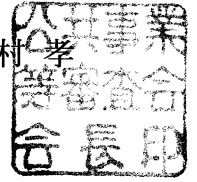


平成 24 年 12 月 4 日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

公共事業等審査会
会長 沖村 孝



公共事業等審査会の審査結果について

公共事業等審査会は、兵庫県知事から、平成 24 年 9 月 24 日に審査依頼を受けた兵庫県投資事業評価要綱第 2 条第 1 号の新規事業に係る審議案件 4 件及び同第 2 条第 2 号の継続事業に係る審議案件 9 件について、慎重に審議を行った。

その結果、新規事業 4 件については「新規着手」することが妥当、継続事業 9 件については「継続」することが妥当と判断した。

事業の実施にあたっては、下記の審査結果並びに審査時の意見を十分に尊重し、早期に事業効果を発現できるよう、効果的で効率的な公共事業の推進に努められたい。

また、公共事業の円滑な推進を図るためには、事業に対する県民の理解と協力を得ることが重要であることから、関係住民に対して、事業中においても、その進捗状況や事業効果等について、適時・適切な情報発信に取り組まれない。

さらに、今回 6 件の報告を受けた事後評価については、平成 20 年度の開始から 5 年を経過し、各種事業について一定の情報が蓄積されたことから、今までの事後評価の成果をとりまとめ、公共事業の役割や必要性について、県民がより理解できるよう、情報発信に取り組まれるとともに、これまでの実施事業を通して得られた教訓や知見を今後の公共事業の推進に反映し、より適切な整備効果等の発現に努められたい。

記

I 新規事業の審査結果について

〔河川事業〕

(1) 二級河川法華山谷川（加古川市、高砂市）

法華山谷川流域は、平成 2 年、平成 16 年等度重なる浸水被害に見舞われており、平成 23 年 9 月の台風第 12 号では、戦後最大規模の降雨により、424 戸の家屋が床上浸水するとともに、鉄道・幹線道路の重要交通網が不通となるなど、甚大な被害が発生した。

当該事業は、再度災害を防止し、地域住民の安全・安心を確保するため、台風第 12 号と同規模の洪水に対して、床上浸水対策特別緊急事業の活用による重点投資を行い、早期の床上浸水被害の解消を目標とした河川改修を実施するものであり、「事業着手は妥当」である。

なお、本年 4 月、総合治水条例が施行され、県内を 11 に分割した計画地域毎に「地域総合治水推進計画」を策定し、雨水を速やかに安全に流下させる「河川下水道対策（ながす）」、雨水を一時的に貯留・浸透させる「流域対策（ためる）」、浸水時の被害軽減を図る「減災対策（そなえる）」を組み合わせた総合的な治水対策を行うこととされている。

当該事業は、高砂市、加古川市の「間の川」浸水対策とあわせて、河川下水道対策として実施されるものである。今後、さらに、地域住民等で構成される協議会において、流域対策、減災対策についての有効な対策を協議、調整のうえ、地域総合治水推進計画を早期に策定し、上下流の流域全体で総合的な治水対策の推進に取り組まれない。

また、今後の河川事業の事業評価に際しては、当該河川が含まれる計画地域において推進される総合治水の取組状況についても、説明されたい。

〔県営住宅整備事業〕

（２）姫路御国野・御着住宅建設事業（姫路市）

（３）宝塚山本住宅建設事業（宝塚市）

当該事業は、築約 40 年を経過し、建物及び設備等の老朽化が顕著であり、さらに、耐震診断の結果、危険性が高いことから建て替えを行うものである。

建て替えに際しては、高層化により空間利用効率を高めて、周辺団地の入居者を受け入れることとし、姫路御国野・御着住宅建設事業については、姫路御国野住宅と姫路御着住宅の 2 住宅を姫路御着住宅に集約し、姫路御国野住宅の用地を売却するなど、事業収益改善に資する事業である。

また、いずれの住宅も、耐火・耐震化、防災機能や世帯構成に応じた型別住宅の整備など居住水準の向上に加え、太陽光発電設備や屋上及び駐車場緑化等による環境負荷の軽減、駐車場を利用した調整池機能の確保などの取り組みを盛り込んでいる。

当該 2 団地の建て替えについては、現建物は耐震性が不足し危険性が高く、改修により対応できない団地であることから、「事業着手は妥当」である。

なお、ユニバーサル社会への適応、地域コミュニティの形成への配慮等、安全・安心で良質な住宅の供給を目指すという観点から、事業実施に際しては、高齢者や単身者が増加することなどを踏まえた防犯対策や適正な駐車場計画等に努めるとともに、今後、ストックの有効活用を図るため、適切なメンテナンスを実施し、県営住宅の長寿命化を図られたい。

〔ほ場整備事業〕

（４）国衙地区（南あわじ市）

当地区は、3毛作体系による農業が展開されている県下有数の農業地域にもかかわらず、生産基盤が未整備であることから、人力や小型農業機械による営農を余儀なくされているとともに、取水が番水制で行われ水管理に多大な労力を要するなど、生産効率の低さが課題となっている。当該事業は、これらの課題解消のため、区画形状の改善、農道の整備、用水路のパイプライン化など、農業生産基盤の整備を行うとともに、持続的・安定的な農業の担い手の育成、さらには、耕畜連携による化学合成肥料の使用低減などの環境創造型農業の推進を図るものであることから、「事業着手は妥当」である。

なお、総合治水条例における「流域対策（ためる）」の観点から、台風前などにおいて、住民の協力を得て、あらかじめため池の水位を下げるなどの取り組みに努められたい。

II 継続事業の審査結果について

〔道路事業〕

(1) 一般国道 178 号 浜坂道路 (香美町、新温泉町)

地域高規格道路「鳥取豊岡宮津自動車道」は、高速道六基幹軸の日本海沿岸軸として、環日本海地域における交流を強化する広域高速道路ネットワークを形成することにより、交流促進、産業活性化、観光振興や第3次救急医療機関へのアクセス性の向上など、地域活動を支援するとともに、地域の安心・安全の向上に寄与するものであり、当該事業はその一部区間を形成する。

また、東日本大震災では、高速道路が救助・救援、緊急物資の輸送ルート、一般道路の迂回ルートとして機能したこと、及び、北近畿豊岡自動車道の供用など、周辺で広域高速道路ネットワークの形成が進んでおり、事業の必要性がさらに高まっていることから、「事業継続は妥当」である。

なお、当該事業は、ルート構想段階で新規事業評価を行ったが、その後、ルート、インターチェンジの追加を地域住民の参画と協働により決定し、救急搬送エリアの拡大等、住民の利便性を高めていることは評価できる。反面、インターチェンジの追加やトンネル等において、事業費が大幅に増加しているため、事業内容の変更については、透明性確保に向け、適時・適切な情報発信に努められたい。

また、本道路は、山陰海岸ジオパーク内のジオサイトを結ぶ基幹道路であり、観光振興に寄与することから、観光部局とも連携を図り、様々な取り組みに努められたい。

さらに、当該事業区域周辺には、貴重植物であるミツガシワが確認されていることから、事業実施にあたっては、その保全に努められたい。

(2) 主要地方道加古川小野線 (東播磨南北道路) (加古川市)

地域高規格道路「東播磨南北道路」は、東播磨地域と北播磨地域を結び、地域の連携や人・モノの交流の拡大、第3次救急医療機関である県立加古川医療センターへのアクセス性を向上させるとともに、加古川バイパス周辺の交通渋滞の緩和を図るものであり、当該事業はその一部区間を形成する。当該事業の必要性は依然として高く、高架構造物が概ね完成するなど、平成25年度の供用に向け完成の見通しも立っていることから、「事業継続は妥当」である。

なお、事業効果の発現に向け、早期完成に努められるとともに、当該道路は、住宅地を通過することから、供用後は、大気、騒音等の必要な事後監視調査を行い、周辺環境の保全に取り組まれたい。

〔連続立体交差事業〕

(3) 阪神電鉄本線 (鳴尾駅付近) (西宮市)

当該事業は、阪神電鉄本線と南北方向の幹線道路が平面交差している甲子園駅以東の区間において、鉄道を高架化することにより踏切を除却し、西宮市南部市街地における交通渋滞および踏切事故の解消を図るとともに、高架化にあわせた鳴尾駅駅前広場等の整備による交通結節点機能の強化や、南北市街地の分断を解消し、地域の活性化を図るものである。当該事業区間の前後は既に高架化しており、また、阪神甲子園駅総合改善事業などもあわせて実施されて

いることから、事業の優先性は高く、さらには、今年度より高架本体工事に着手し、今後の事業見通しも立っていることから、「事業継続は妥当」である。

なお、事業効果の発現に向け、早期の事業完成を目指すとともに、まちづくりの観点から西宮市及び鉄道事業者と連携し、高架下空間の景観面にも配慮した利活用や側道の安全対策等に努められたい。

〔港湾事業〕

(4) 明石港(西外港地区) (明石市)

当該事業は、明石港において、輻輳した船舶の係留状態の改善や漁業活動の作業効率の向上、港湾機能の強化を図ることを目的に、物揚場・船揚場や、ふ頭用地などを整備するものであり、さらには、明石ブランドを守り育てる漁業活動の活性化を支援するためにも必要な事業である。加えて、既に第1、2工区が供用するなど、今後の完成見通しも立っていることから、「事業継続は妥当」である。

なお、事業効果の発現に向け、残る第3工区の早期の完成に努められたい。

〔海岸事業〕

(5) 内田海岸 (洲本市)

当該事業は、大阪湾に面する洲本市南東部の内田海岸沿いにおいて、越波による被害や、侵食による既設護岸の崩壊を防止し、沿岸住民や道路利用者の安全・安心の確保を目的に消波堤や礫養浜を整備するものである。

残事業区間においては、越波被害が発生しているなど、事業の必要性は依然として高く、また、整備区間の追加により事業期間が延伸されている中、今後の完成見通しも立っていることから、「事業継続は妥当」である。

なお、東日本大震災を機に、沿岸地域の住民の防災意識がさらに高まっていることを踏まえ、事業効果の発現に向け、早期の事業完成に努められたい。

〔河川事業〕

(6) 一級河川円山川 (中流工区) (養父市)

当該事業は、円山川中流工区の浸水被害を防止し、地域住民が安全で安心して生活できる環境を確保するため、既往最大である平成2年台風第19号規模の洪水を安全に流下させることを目標とした河川改修事業である。

整備効果の早期発現に向け、計画高水位までの築堤を完了させるなどの段階的な整備を進めており、平成21年台風第9号等の度重なる浸水被害の再度災害防止のため、井堰改築や堤防嵩上げなどによる流下能力確保に向けた事業の必要性は依然高いことから、「事業継続は妥当」である。

なお、円山川は、貴重植物のカワラハハコが礫河原に生育するなど豊かな自然環境に恵まれており、事業実施にあたっては、その生育状況を把握するとともに、礫河原や濬筋などを保全・復元するなど、多様な生物の生活環境の保全に努められたい。

- (7) 二級河川喜瀬川(加古川市)
- (8) 二級河川瀬戸川(明石市)
- (9) 一級河川別府川(水田川工区)(播磨町、加古川市)

これら3件の河川事業は、過去から度重なる浸水被害に見舞われてきた東播磨市街地域において、再度災害を防止し、地域住民が安全で安心して生活できる環境を確保するため、戦後最大規模等の計画流量を安全に流下させることを目標とした河川改修事業である。いずれの河川も現況流下能力が非常に低く、整備効果の早期発現に向け、事業の必要性は依然として高いことから、「事業継続は妥当」である。

なお、今後維持管理費が増大していくことなどを踏まえ、できるだけ土砂が堆積しにくい工夫を図るよう努められるとともに、除草等の日常的な維持管理については、地域との連携に一層取り組まれない。

また、安全・安心への関心が高まる中、事業期間等の変更など、住民に対し適宜の情報発信に取り組まれない。

III 事後評価について

〔道路事業〕

(1) 一般国道250号飾磨バイパス(姫路市)

当該事業は、姫路市臨海部において、渋滞解消による円滑な交通の確保はもとより、地域の産業振興や生活の利便性・安全性の向上などを目的として、国道を4車線化整備したものであり、平成21年に完成している。

検証の結果、地域の交通渋滞解消や交通事故件数の減少による安全性の向上に加え、臨海地域の企業立地が進むなど、地域産業への波及効果も確認できた。

なお、旧道では、大型車交通量が減少しているものの、全国的に通学路の安全対策が喫緊の課題であるため、姫路市と協議・調整の上、必要に応じ、通学路の交通安全対策に取り組まれない。

また、事業期間中においては、地域へ継続的に事業の必要性等を情報発信し、住民の理解を得ることが重要であったことから、公共事業の円滑な事業推進に向け、他の事業においても今後より一層の情報発信に取り組まれない。

〔街路事業〕

(2) 都市計画道路山手幹線(芦屋市、西宮市、尼崎市)

山手幹線は、神戸市長田区から大阪府境に至る全長約30kmの東西幹線道路であり、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた震災復興のシンボルロードとして、県と関係市が連携して未開通区間6kmの整備に取り組み、平成22年に全線開通したものである。

検証の結果、緊急時の防災機能の向上、周辺道路の交通の円滑化や通学路などの安全性の向上が図られ、さらには良好な市街地形成等の効果が確認された。

なお、本事業のような複数の市域にまたがる事業については、今後も、県が、広域的な観点から、横断的な事業調整など指導的な役割を果たすよう努められない。

また、本事業の検証結果に加え、地元との合意形成に至るプロセスについては多くの貴重な教訓や知見が含まれており、今後の同種事業に活かすべく、資料・記録の保存、活用に努められない。

〔交通安全施設等整備事業〕

（3）主要地方道香美久美浜線（豊岡市）

当該事業は、円山川河口部の一級河川円山川で分断された地域の通学や生活における安全・安心を高めることを目的に、自転車歩行者道の整備を行い、平成 21 年に完成したものである。

検証の結果、少子化に伴い通学における利用者は減少しているものの、生活、レジャーなどにおける利用者は増加しており、地域の活性化に寄与している。また、住民へのアンケート結果から、歩行者、自転車の安全な通行だけでなく、自動車の円滑な走行にも寄与していることが確認された。

なお、周辺には、山陰海岸ジオパークのジオサイトなどの観光資源もあることから、周遊ルートとしての活用など、地元市や観光部局と十分に連携を図り、利用価値を高める取り組みを進められたい。

〔河川事業〕

（4）一級河川出石川（豊岡市）

当該事業は、平成 16 年 10 月の台風第 23 号により甚大な浸水被害が発生した出石川において、再度災害の防止を目的とした災害復旧助成事業であり、平成 20 年に完成したものである。

検証の結果、事業完了後に発生した平成 21 年台風第 9 号や平成 23 年台風第 12 号においては浸水被害が発生することなく洪水が安全に流下するなど、改修による治水安全度の向上が図られたことや、オオサンショウウオをはじめとする生物の生活環境の保全対策の効果も合わせて確認された。

なお、堤防法面に現地採取の表土を覆土とする工法については、河川植生に外来種が入り込んでいることが多いことから、生物多様性を損なう外来種を含んだ表土の再利用は行わないこととされたい。

また、事業中であっても、治水効果の発現がみられた場合は、速やかに事業効果を周辺住民に PR するなど、適時の情報発信に取り組まれたい。

さらに、当該事業に関わらず、河川改修後でも起こりうる浸水被害に対応するため、総合治水条例の「減災対策（そなえる）」の趣旨を踏まえ、県民自らが情報の把握や安全確保等に取り組めるよう、意識啓発に努められたい。

〔港湾事業〕

（5）家島港家島地区（姫路市）

当該事業は、家島港家島地区において、防波堤・岸壁の整備により、無秩序に停泊されていた石材運搬船の停泊地の確保を行い、唯一の島外への移動手段である離島航路（旅客船）の安全性・定時性の確保を目的とした港湾事業であり、平成 19 年に完成したものである。

検証の結果、防波堤の設置により湾内の静穏性が向上したこと、また岸壁の整備により湾内での石材運搬船の停泊場所が確保されたことによって、港内の安全性が向上し、旅客船の安全性・定時性が確保されていることが確認できた。

なお、当該事業完了後に、家島港、姫路港ターミナルにおいてバリアフリー化事業を実施しており、これらの事業効果についての検証に努められたい。

〔林道整備事業〕

(6) 仏ノ尾線（香美町）

当該事業は、旧美方町において、未利用森林資源の有効活用を図り、木材生産性の向上による林業振興や水源かん養等の森林の有する多面的機能の持続的発揮、山村地域の活性化を目的とし、林内路網の骨格となる森林管理道を整備する事業であり、平成 19 年に完成したものである。

検証の結果、森林整備の推進による林業振興や、路網の高密度化と高性能林業機械導入による木材生産性の向上、トレイルランニング大会の開催等による地域活性化などの効果が確認された。

なお、スギやヒノキの国産材は、外国産材に比べると腐朽等に強く、より一層活用されるべきであり、その利点を発信し、建築以外の利活用も含め、県産材の利用促進に努められたい。

また、林道整備は、人工林に新たな明るい空間を創出し、動植物の新しい種類の増加など生物多様性にも寄与しているので、林道整備に伴う一般的な緑化を実施するだけでなく、さらに地域固有の生態系に配慮した緑化を進められたい。